

千葉県職労情報 第536号

2009年10月13日(火) 千葉県職員労働組合
TEL 043-223-4608 FAX 043-224-5475
Eメール: honbu@chibakensyoku.jp
ホームページ URL <http://www.chibakensyoku.jp/>

一人で悩んでい
ないで、県職労に
相談してください

基本給・一時金年間15.3万円も削減 国追随、生活破壊のマイナス勧告へ抗議

－ 2009年千葉県人事委員会勧告に対する地公労声明－

2009年10月9日
千葉県地方公務員労働組合共闘会議
千葉県教職員組合
千葉県高等学校教職員組合
千葉県職員労働組合

1. 千葉県人事委員会は本日、知事と県議会議長に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。
主な内容は、①公民較差をマイナス0.19% (783円) とし、給料表の引き下げ(初任給および若年層除く)、②一時金を0.35月削減、③「現給保障」についても、0.24%引き下げなど、平均年間給与で15.3万円もの削減となる勧告を行いました。
「県独自削減」が行われているにもかかわらず、実態給与ではなく「減額前の給与」と民間給与を比較した結果の「賃下げ勧告」を、私たちは認めることはできません。また、一時金大幅削減の一方で、役職加算の改善については、私たちが強く要求したにもかかわらず一切触れられませんでした。地公労は、県職員・教職員の生活を顧みない今回のマイナス勧告に強く抗議するものです。
2. 「県独自削減」について、独自削減後の公民較差が1.48% (平均6,074円) あるとしながら、「長期にわたっており」が加わっただけで、これまでと同様に「あるべき給与水準が確保されることを改めて強く望む」と述べるに留まりました。
「県独自削減」が、すでに6年間続けられたうえ、8月以降も継続されているにもかかわらず、人事委員会が知事に撤回を求めるなど毅然とした対応を行わないことは、労働基本権制約の「代償」とされる機能と役割を放棄するものであり、私たちは、こうした人事委員会の姿勢を認めることはできません。
3. 人材確保法に基づいて支給されている義務教育等教員特別手当について、昨年度すでに削減されているにもかかわらず、さらなる限度額の引き下げを勧告しました。

厳しい労働条件のなか、休憩も満足にもとれず、時間外労働や持ち帰り仕事など、教職員の日々の努力を踏みにじる賃金の削減は、絶対に許されません。また、小中学校への配置を前提にした主幹教諭に適用するため、教育職（二）表に新たに「特2級」を新設することを勧告しましたが、職場の協力・協働の体制を崩すおそれのある拙速な導入は問題です。

4. 自宅に係る住居手当について、「職員への支給実態、他の都道府県の状況等を考慮して、検討していく必要がある」と報告しました。国が持ち家手当の廃止を勧告し、他県で廃止または減額勧告が行われたところもあるなかで、改悪をさせなかったことはこの間の私たちの運動の成果です。国家公務員の手当とは支給の対象も内容も異なるものであり、国に追随する改悪には強く反対します。千葉県を持ち家手当は、首都圏でも低い水準にあり、引き上げこそ必要です。
5. 時間外勤務手当について、「労働基準法改正をふまえて時間外労働が月60時間を超えた場合の割増率を150/100（現行125/100）に改正する」ことを勧告しました。「特に長い時間外労働を抑制する」ことは当然ですが、同時に、今必要なことは、人事委員会として、「休憩時間」も確保されない労働実態や時間外勤務の実態把握を行うこと、サービス残業をなくすための対策を示すことです。
6. 今後の給与制度のあり方について、「勤務実績を的確に給与に反映できる仕組みづくりに引き続き取り組む」とし国追随の姿勢を続けています。査定賃金は、協力・協働を基本とする公務の職場を「能力・成果主義」によって分断するものであり、容認することはできません。
7. 地公労が強く要求した「非常勤職員の労働条件改善」については、人事院が昨年発した「指針の徹底」を報告しているにもかかわらず、県人勧では何ら触れられませんでした。職場では、非常勤職員が重要な日常業務を担っており、「均等待遇」を基本とした改善を勧告すべきです。
8. メンタルヘルス対策について、「精神疾患を原因とする休職者の増加傾向が続いている」ことから、「医師など専門家の積極的活用」「相談窓口の充実」など、昨年より具体的に示しました。また、「パワーハラスメント」について、「所属長等に具体的な言動例や注意すべき事項等について情報提供を行っていく必要」を報告しました。こうした報告をふまえて、県当局に対し実効ある具体的な対策を要求します。
9. 家族の介護・看護および子育て支援について、私たちは交渉等で切実な実態と家族看護休暇の必要性などを訴えてきました。しかし、人事院勧告で「介護のための短期休暇新設」などが述べられているにもかかわらず、「両立支援のため、必要な措置について検討する必要がある」と述べるに留まっています。人事委員会が具体的な改善について何ら示さないことは、極めて不十分と言わざるを得ません。

地公労は、今月下旬からスタートする09年対県秋季交渉において、基本給・一時金削減反対、県独自賃金削減の撤回、役職加算の改善、行政（二）表導入反対、非常勤職員の賃金労働条件改善、介護・子育て支援充実など、諸要求実現に全力をあげます。